



平成 17 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社富士テクノサービス  
代表者名 代表取締役社長 高井 男  
( 銘柄コード 2336 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役副社長 原田 久仁子  
電 話 046 - 250 - 1666

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 17 年 12 月 9 日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 当社の取締役および従業員（顧問を含む）ならびに親密取引先に無償で新株予約権を発行する理由  
当社の取締役および従業員の業務向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプションの目的で当社の取締役および従業員に対して、また、当社を支援していただく親密取引先に対してより一層の支援を得る目的で親密取引先に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当を受ける者  
当社の取締役および従業員（顧問含む）ならびに親密取引先
  - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式 200 株を総株数の上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
  - (3) 発行する新株予約権の総数  
200 個を上限とする。（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株）
  - (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

金10万円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年12月10日から平成27年12月9日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役または従業員（顧問を含む）の場合は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者（親密取引先は除く）との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

本新株予約権を行使することができる期間の最終日を経過したとき、本新株予約権の全部を消去することができる。

会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、本新株予約権は消去することができる。

本新株予約権者が会社に対して書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨の意思表示をなしたとき、当該意思表示にかかる本新株予約権を消去することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消去することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年12月9日開催予定の当社臨時株主総会において、「当社の取締役及び従業員に無償で新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。